

資料(感染状況と学校休業の目安＝幸手市での統一基準です)

この目安については、令和3年7月27日付、文部科学省初等中等局健康教育・食育課、事務連絡「学校で児童生徒等や教職員の新型コロナウイルスの感染が確認された場合の対応ガイドライン(以下、文科省ガイドライン)や「県立学校における当面の臨時休業等の目安について」を参考とし取りまとめたものです。

1 臨時休業の判断について

(1) 基本的な考え方

現在、保健所による積極的疫学調査の対象が陽性患者の症状把握や同居する家族等の状況確認等に重点化され、当面の間、学校内で感染拡大の可能性が考えられる場合には、以下の考え方にに基づき、臨時休業を検討する。

なお、臨時休業の目安は、すべての事例に、一律に対応できるとは限らないことに留意する必要もある。

①感染拡大防止と教育活動の両立を目指す。

②保健所による積極的疫学調査及び拡大PCR検査等が、通常どおり実施されるまでの間、暫定的に運用する。

(2) 学級閉鎖(本校は学年閉鎖でもある)

以下のいずれかの状況に該当する場合には、学級閉鎖を実施することを基本とし、その期間は「5日間程度」を目安とする。

①同一学級内に2名の陽性者が発生した場合

②陽性者が1名であっても、以下に該当する場合

ア 周囲に未診断の風邪などの症状を有する者が複数いる場合

イ 複数の濃厚接触者相当のものがいる場合

(3) 学校閉鎖

複数の学年を閉鎖する等、学校内で感染が拡大している可能性が高い場合には、学校閉鎖を検討し、陽性者の所属学級や人数などを踏まえ、学校医の助言を参考に判断する。

(4) 臨時休業等の解除(授業再開)

出席停止が適切と考えられる生徒を除き、学校医の助言も踏まえ、授業を再開する。

2 出席停止等について

(1)出席停止等の対象者とその期間

	対象	
①	陽性が判明した者	治癒するまでの期間
②	同居の家族等の濃厚接触者に特定された者	保健所の指示による
③	陽性者の濃厚接触者に相当すると認められる者	原則、陽性者と最後に接触した日の翌日から14日間
④	発熱等の風邪症状がみられる者(※1)	原則、症状が改善し、2日経過してから(※2)
⑤	同居家族に発熱等の風邪症状がみられる者	原則、当該家族の症状が改善するまで

※1 「発熱など風邪症状」とは、微熱(普段の体温より高い状態)・発熱(体温が 37.5 度前後より高い状態)以外に咳、呼吸困難、全身倦怠感、咽頭痛、鼻汁・鼻閉、匂い味がしない、頭痛、関節・筋肉痛、腹痛、下痢、嘔気・嘔吐等、平常と異なる体調全般を指す。

※2 かかりつけ医師から「登校可」の判断があった場合は、「2日間の経過」を適用しない。

(2)濃厚接触者相当の者の特定

本来、濃厚接触者の特定のための調査は保健所が実施するものであるが、現在、保健所による積極的疫学調査は縮小されている。ついては、当面の間、学校において、学校医の助言のもと、以下のいずれかに相当する児童生徒等を「濃厚接触者相当の者」として特定する。

- ① 感染者の飛沫に直接接触した可能性が高い者(1㍓以内の距離で、互いにマスクをしないで会話が交わされた場合は、時間の長短を問わず、濃厚接触者に該当する場合もある)
- ② 手で触れることのできる距離(おおむね1㍓)で、必要な感染予防策なしで、陽性者と15分以上の接触があった者(マスクは着用していたが、鼻だしマスク・顎マスクなど、不適切なマスクの着用の状態でなかったかについての確認)

(3)拡大検査対象者の特定

学校で、陽性者が確認された場合には、上記(2)の「濃厚接触者相当の者」の特定をするが、学校医と相談の上、「拡大検査対象者」の特定をする。特定後、そのリストを保健所に提出することにより、行政PCR検査の対象者となる。(令和3年8月30日、幸手保健所と確認)